

明石市 個人住民税課税に関する事務 全項目評価書（素案）の概要

1 個人住民税課税に関する事務の全項目評価の再実施について

令和4年10月に所得証明書のコンビニ交付が開始されることに伴い、個人番号を含む特定個人情報ファイルを取り扱う明石市個人住民税システムが更新されるため、特定個人情報保護評価を再実施する必要があります。

本市が特定個人情報ファイルを保有する個人住民税課税に関する事務については、特定個人情報保護評価の概要における実施手順の「しきい値判断」の結果、全項目評価の実施が義務付けられています。

個人住民税課税に関する事務の「全項目評価書（素案）」を作成しましたので、特定個人情報保護評価に関する規則第7条第1項に基づき市民の皆様からご意見を募集します。

2 全項目評価書（素案）の内容

I 基本情報（3ページ～8ページ）

個人住民税課税に関する事務の全体像を把握するため、事務内容・対象人数、使用するシステムの名称・機能・他システムとの接続、特定個人情報ファイルの名称・必要性・メリット、個人番号を利用する法令上の根拠、情報提供ネットワークシステムによる情報連携の実施の有無・法令上の根拠、担当部署等を記載したもの。

II 特定個人情報ファイルの概要（9ページ～28ページ）

個人住民税課税に関する事務において取り扱う特定個人情報ファイルの内容とその取扱いプロセスを把握するため、対象人数、記録項目、使用者数、特定個人情報ファイルの委託、再委託、特定個人情報の提供・移転、保管期間等を記載したもの。

III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策

（29ページ～43ページ）

個人住民税課税に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおいて想定されるリスク対策について記載したもの。

IV その他のリスク対策（44ページ）

監査又は従業者に対する教育・啓発について記載したもの。

V 開示請求、問合せ（45ページ）

特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求をする場合の請求先・請求方法等、特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせをする場合の連絡先・対応方法について記載したもの。

VI 評価実施手続（46ページ）

全項目評価における実施手続結果の内容について記載したものを。

3 個人住民税課税に関する事務の特定個人情報保護評価のスケジュール(予定)

- ・令和4年6月 1日 意見募集の実施（パブリックコメント）
～6月30日
- ・令和4年7月 市民の意見を評価書へ反映
- ・令和4年7月 第三者点検
- ・令和4年7月 個人情報保護委員会へ評価書提出
- ・令和4年8月 公表
- ・令和4年10月 所得証明書のコンビニ交付開始